

# 首都圏におけるナッシーを活かした誘客イベント開催業務委託 企画提案競技実施要領

## 1 目的

この要領は、首都圏におけるナッシーを活かした誘客イベント開催業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

## 2 委託の内容

首都圏におけるナッシーを活かした誘客イベント開催業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

## 3 契約上限額

7, 220, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

※ 履行までに要する全ての経費を含む。

※ 委託料の支払いは、委託業務完了後とする。なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

## 4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月5日（金）まで

## 5 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、国、県、市町村等からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
- (6) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について、特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (8) 受託業務に関するノウハウを有し、かつ当該受託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (9) その他、県との協議に真摯に対応し、事務処理を遅漏なく処理できること。

## 6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

## 7 スケジュール

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 公告               | 令和8年6月24日(水)               |
| (2) 質問等の締切           | 令和8年6月30日(火)午後5時           |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年7月3日(金)午後5時            |
| (4) 企画提案書の提出締切       | 令和8年7月9日(木)午後5時            |
| (5) プレゼンテーション(ヒアリング) | 令和8年7月16日(木)<br>午後1時から(予定) |
| (6) 審査結果の通知          | 令和8年7月24日(金)までに            |

## 8 企画提案競技の方法

### (1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(別紙1)を提出すること。代理人を選定した場合は、委任状(別紙2)も併せて提出すること。

#### ① 提出先

下記12を参照

#### ② 提出期限

令和8年7月3日(金)午後5時

#### ③ 提出方法

電子メール

### (2) 企画提案書の提出

#### ① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

#### ② 提出書類

##### ア 企画提案書(5部)

- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・企画提案書の様式は任意とするが、書式はA4判(一部A3判を折り曲げても可)とする。
- ・企画のコンセプト及び重視するポイントを記載すること。
- ・必要に応じて企画のイメージや概要を図示すること。
- ・その他契約額の範囲内で、本事業の趣旨を実現するため、他に効果的な追加提案があれば記載すること。
- ・実施スケジュール及び実施体制を記載すること。

##### イ 見積書(原本1部、写し4部)

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・見積書は、任意様式とし、宛名は「宮崎県東京事務所長」とすること。見積金額の表示は、税抜き金額、消費税及び地方消費税額、合計金額を明記すること(企画提案書における追加提案に関する費用等についても本見積書に含むこと)。なお、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること(各項目の単価が判断できる内容とする)。

##### ウ 誓約書(1部)

- ・別紙3により提出すること

##### エ 業務実績

既存のもの及び過去5年以内（令和3年度～令和7年度）の国又は地方公共団体との契約実績、又は本委託業務と同種・同規模以上の業務実績について、以下の項目が分かるように記載すること。

- ・ 契約相手
- ・ 事業名
- ・ 契約金額
- ・ 契約期間

カ 特別徴収実施確認・開始誓約書（別紙4）

宮崎県内に居住している者を雇用している場合に限り、提出すること。

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年7月9日（木）午後5時

⑤ 提出方法

②の提出書類一式を以下の2通りの方法で提出すること。

- ・ 持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）
- ・ 電子メール（ただし各書類の部数は1部ずつで良い）

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) プレゼンテーション（ヒアリング）

日 時：令和8年7月16日（木）午後1時から（予定）

場 所：オンライン（Microsoft Teams）

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは、1社当たり、説明10分 質疑15分 計25分
- ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間はオンラインプレゼンテーションの案内とともに事前に通知する。

(4) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書（別紙5）を提出すること。

① 提出先

下記12を参照

③ 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時

④ 提出方法

電子メール

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(5) 審査項目

別添「審査基準表」のとおりとする。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査の通知

令和8年7月24日（金）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(9) (8) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

## 9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- (2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

## 10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

## 11 その他

- (1) 本企画提案競技及び本業務委託を通じて、法令を遵守すること。
- (2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案に参加する者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。
- (5) 企画提案書の著作権は提案者に帰属する。なお、企画提案書の記載に際し、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (6) 契約手続きに要する費用は受託者負担とする。
- (7) 決定した業者の提出した企画書の内容は、県及び株式会社ポケモンと協議の上変更することがある。

## 12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住所 〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館 15F
- (2) 担当 宮崎県東京事務所 広報観光担当（担当 和田）
- (3) 連絡先 電話番号 03-5212-9007

ファックス番号 03-5215-5180  
メールアドレス myz-tokyo@pref.miyazaki.lg.jp